

仕様書（案）

1 件 名

福岡アジア美術館施設拡充等事業手法基礎調査業務委託

2 業務の趣旨・目的

本業務は、警固公園地下駐車場跡地を活用したアジア美術館の施設拡充について、現在公募を実施している基本設計との整合を図りつつ、実施設計以降の最適な事業手法の決定に向けた調査等を目的とする。

本事業においては、これまでに代表的な事業手法について検討を行っており、本業務では、これらの既存検討成果を踏まえつつ、最新の設計条件、施工条件及び市場動向等を反映した検証を行い、複数の事業手法を比較検討する。そのうえで、令和8年度中に市場調査を実施し、有力な事業手法を絞り込み、内部意思決定に資する検討資料の作成等を実施する。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

本業務は、複数の事業手法について段階的に検討・評価を行い、最適な事業手法の決定に向けた調査等を目的として、以下の業務を実施するものとする。

（1）既存検討成果の整理及び本事業条件の整理

受託者は、これまでに実施された事業手法検討成果について内容を整理するとともに、本事業における前提条件を再整理する。なお、業務の遂行上、必要な書類の収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものとするが、現在発注者が所有し、業務に利用できる資料等については、これを貸与する。貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ本市に提出し、業務完了とともに全ての資料等をただちに返却すること。また、貸与した資料等については、本委託業務以外の目的には使用しないこと。

（2）検討対象事業手法の設定

本事業においては、検討の基本とする複数の手法について検討対象として設定する。

（3）事業手法の比較

設定した各事業手法について、適用可能性、事業スケジュール、事業リスク等の観点から比較を行い、本事業への適合性を評価する。

（4）事業スキームの具体化

設定した事業手法について、実務的に成立するレベルで事業スキームを具体化するものとする。

(5) リスク分担の整理

各事業手法について、リスクの所在及び分担の考え方を整理する。また、各手法におけるリスク分担の特徴を比較できる資料を作成すること。

(7) 市場調査（サウンディング）

受託者は、市場調査を実施し、各事業手法に対する民間事業者の参入意欲、技術的成立性、課題等を把握するものとする。市場調査にあたっては、複数の事業手法を提示したうえでヒアリングを行い、以下の事項について確認することを想定している。対象事業者は、ゼネコン、サブコン、設計事務所、運営事業者等から15社程度を想定し、具体的な対象、調査数及び調査内容は受託者からの提案を参考に、本市との協議により決定する。

- ア 本事業への関心及び参入意欲
- イ 各事業手法への対応可能性
- ウ 参入しやすい発注条件、契約条件及び事業スケジュール
- エ 想定される技術的・事業上の課題
- オ 市と民間事業者とのリスク分担に関する意見
- カ 競争性を確保するために必要な条件
- キ その他、事業手法の選定に必要な事項 など

(8) 市場調査結果の分析及び有力手法の絞り込み

受託者は、市場調査の結果を踏まえ、各事業手法の実現性、競争性及びリスク等を総合的に評価し、本事業に適した有力手法を1～2案程度に絞り込むものとする。

(9) 最終評価及び事業手法の提案

絞り込んだ事業手法について評価を行い、本事業に最も適した事業手法を提案するものとする。

(10) 意思決定支援

受託者は、発注者が事業手法を決定できるよう、決定にあたっての前提条件を整理するとともに、比較評価資料、庁内説明資料の作成等の支援を行うものとする。

(11) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、報告書は紙製本2部、電子データ2部とする。

5 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、履行期間終了後も同様とす

る。なお、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

（３）従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

６ 業務遂行責任者の選任等

（１） 業務遂行責任者の選任

受託者は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「業務遂行責任者」という。）を選任し、福岡市に届け出ること。

（２） 業務遂行責任者の責務

業務遂行責任者は、その業務の遂行上、常に福岡市との連絡を密に行うとともに、各業務の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、５（３）に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

７ その他

（１） 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、福岡市の指示等に従いながら進めること。

（２） 報告

受託者は福岡市の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

（３） 再委託

受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、以下のものを福岡市に提出し、承認を得ること。

なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が福岡市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

①守秘義務に関する誓約書の写し

受託者は、再委託にあたり、当該再委託契約締結後速やかに、守秘義務に関する誓約書を再委託先から提出させ、その写しを福岡市に提出しなければならない。

②再委託契約書の写し

受託者は、再委託にあたり、再委託先との間で締結する契約書の写しを当該再委託契約締結後速やかに、その

写しを福岡市に提出しなければならない。

③業務執行体制票

本業務の受託者は、業務の一部を外部協力者に再委託する場合、当該再委託契約締結後速やかに、再委託した業務内容や担当者等を記載した業務執行体制票を再委託先から提出させ、直ちに福岡市に提出しなければならない。また、業務執行体制票に変更があった場合は、直ちにその旨を福岡市に届け出なければならない。

なお、再委託先がさらに業務の一部を外部協力者に再々委託する場合も同様とする。

(4) その他

仕様書の内容に疑義が生じた場合には、福岡市受託者協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。